

○うるま市小規模工事等契約希望者登録要領

平成17年4月15日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する小規模な工事や修繕（以下「小規模工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件当たりの発注予定価格が次に掲げる額とする。

- (1) 工事請負 200万円以下
- (2) 前号以外 100万円以下

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に登録上の本店を有する法人又は主たる事業所が市内にある個人事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係にある者
- (3) うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程（令和6年うるま市告示第226号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税に滞納がある者

(登録申請の方法等)

第4条 契約希望者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納証明書又はこれに代わるもの

(2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、2年に1回、市長が期間を定めて受け付けるものとする。
ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第2号）を、事業を中止し、又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録中止・廃止届（様式第3号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 登録名簿に登載された者が、第3条に定める要件を満たさない場合は、登録を取り消すものとする。

(登録者の取扱い)

第8条 市は、第2条に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、第3条第3号に該当する者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(資格の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、登録の日から、市長が指定する年の3月31日までとする。

(細目)

第10条 この告示の実施に関し必要な事項は、うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号）、その他関係法令に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第54号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成２０年３月６日告示第２８号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（令和３年８月２０日告示第１９９号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のうるま市小規模工事等契約希望者登録要領の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和６年４月３０日告示第１０７号）

この告示は、令和６年５月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月５日告示第２２６号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日告示第８９号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のうるま市小規模工事等契約希望者登録要領の規定は、この告示の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。